

令和7年8月7日

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による被災者に対する 「ご融資等相談窓口」の設置および「特別融資」取扱い開始のご案内について

このたびの7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

東日本信用漁業協同組合連合会（理事長：関 義文）は、お客さまの資金繰り等に関するご相談にお応えするため、下記のとおり「ご融資相談窓口」を設置および「特別融資」の取扱いを開始いたしますのでご融資等相談窓口にご相談ください。

記

1. 相談窓口について

(1) 対象となるお客さま

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法適用地域内で被害を受けられた漁業者等で法人・個人の方

(2) ご相談内容

新規融資及び既往融資の返済等に関するご相談

(3) 受付時間

平日 9:00～15:00（電話での受付は17:00まで）

(4) ご融資等相談窓口

支店名	電話番号
青森支店 業務部	017-722-1471
岩手支店 業務部	019-623-8318／8320
宮城支店 業務部	0225-21-5715
静岡支店 融資部	054-631-5735
三重支店 業務部	0596-20-2611

2. 特別融資について

資金名	令和7年カムチャツカ半島地震JFマリンバンク災害緊急資金
ご利用頂ける方	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法適用地域内で被害を受けた漁業者等（法人・個人）
資金使途	漁業経営の維持や再開にかかる運転資金（短期・長期）
借入限度額	原則として、短期資金・長期資金合算で600万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	短期資金：1年以内 長期資金：10年以内（据置期間：3年以内）
借入金利	短期資金：固定金利1.60% 長期資金：固定金利1.95% 農林中央金庫より5年間0.50%の利子助成が受けられます。
担保	原則不要とします。
保証	原則として漁業信用基金協会の保証を付します。 保証料は別途必要となります。
その他	取扱期間：令和8年3月31日融資実行分までとします。 行政からの罹災証明書の提出が必要となります。

※当連合会所定の審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございます。あらかじめご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

本店 事業企画部

TEL：03-3458-3864